平成２９年（フ）第４２８６号
京都府宇治市伊勢田町遊田71番地の１　エトワール202号、前住所大阪府寝屋川市太間町３－１　パルソシア201号室
債務者　西村　光博
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　修大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４５号
札幌市白石区北郷４条９丁目２番35号　北清コーポ102号
債務者　竹田　信子
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹間　朗子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９号
沖縄県浦添市内間２丁目18番１－302号　内間市営住宅Ａ棟
債務者　垣花　光広
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高洋一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２３０５号
横浜市旭区若葉台２丁目16番1305号
債務者　原田　淑子
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　信也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５３号
埼玉県加須市中種足1390番地５
債務者　長島　祐矢
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳沢　里美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
釧路市白樺台１丁目９番10号
債務者　カネシン釧路こと　高橋カツ子
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高畑　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７２６号
北海道北広島市西の里南１丁目４番地５　西の里団地Ｅ11号
債務者　中村津由美（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　亮介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６８７号
札幌市北区北22条西３丁目２番８－205号
債務者　出口　義行
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４１号
札幌市北区屯田７条７丁目６番１－202号
債務者　齋藤　主税
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４０号
北海道千歳市自由ケ丘３丁目20番６号
債務者　小泉めぐみ
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５号
釧路市大楽毛南５丁目11番２号　グランコート101号
債務者　東海林直人
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８４号
群馬県高崎市倉賀野町2274番地７
債務者　新井　一夫
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６９号
岐阜県多治見市下沢町３丁目16番地の４　フレグランスエスポワール106
債務者　林　　茂
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２０７号
愛知県江南市飛高町栄184番地　メリーハウス２Ｂ号
債務者　中村　和正
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４５号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅６棟601号
債務者　折竹設備こと　猪之鼻一郎
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４０８８号
大阪市旭区大宮４丁目20番14－308号
債務者　奥森　悦子
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部